

## KCC九州中国クラブ会報第4号（主な内容）

巻頭・小川レポート「中国の外貨準備、日本を抜いて世界一に」 <b>必読!</b>	小川 雄平
中国で食事を楽しく過ごすために	普久原朝昭
連載「中国税制について」第4回	篠原三子雄
寄稿「中国の好都合と不都合」と会社紹介	株メディアプレス代表 木村 和博
KCC事務局からのお知らせ	事務局

## 中国の外貨準備、日本を抜いて世界一に！

## 膨れ上がる外貨準備

2006年2月末に、中国の外貨準備（8,536億ドル）が日本（8,501億ドル）を抜いて世界一になった。年内にも1兆ドルの大台に乗りそうである。今回は、膨れ上がった中国の外貨準備の影響を考えてみたい。

中国の外貨準備は昨年から月平均170億ドルのペースで増加、昨年だけで実に2,089億ドルの増加を見た。外国企業による直接投資が高水準で推移している上に、輸出も大きく伸び、貿易黒字が1,000億ドルを超えたからである。

それだけではない。人民元の切り上げを見越した、いわゆる「ホットマネー」（海外からの投機的資金）の流入も大きかったようである。中国の金融機関である中金会社のエコノミストは、昨年の外貨準備の増加分2,089億ドルの内訳を、貿易黒字分が49%、直接投資によるものが29%、ホットマネーが22%と分析している。

## ホットマネーによる不動産投資

人民元切り上げを見越した投機資金が意外に多いようである。外貨流出入額で全国最大規模を誇る上海の外貨収支を基に、投機資金の動きを具体的に見てみよう。

昨年の上海の外貨収支表によると、貿易収支は49億ドルの赤字、直接投資の受入れが68億ドルに対して、投機資金の流入額は209億ドルに達している。それでは、厳しい為替管理の下で、如何にしてこのような巨額の投機資金が流入し得るのであるだろうか。

その答えは、マンション等不動産の購入である。というのは、外貨の人民元への両替は一般に1日1万ドル以下に制限されているが、マンション購入には制限がないからである。



1999年発行第5版100元（約1500円）

中央政府が昨年6月に住宅転売の課税強化に踏み切ったために、外国人の不動産投資は一時的に落ち込んだものの、上海中心部の物件の販売価格がピーク時の2～3割下落して買い時になっており、不動産価格の上昇と人民元切り上げを見越した投機資金の流入が始まったのである。

2ページにつづく

ホットマネーの流入は増大し、したがって外貨準備も増勢を続けそうである。ドル資金の流入に対して、人民元の安定を図りたい政府はドル買い・元売りで市場介入することになるが、その結果は更なる外貨準備の積み増しである。

### 米国財政赤字の半分を補填する中国

中国の外貨準備の多くはドル債である。例えば、昨年10月末時点で中国が保有する米国債は2,476億ドルで、外貨準備総額の31%を占めていた。言い換えると、米国の5,800億ドルの財政赤字の半分近くを中国が国債購入で補填していたことになる。利息4%という低金利で、中国は米国の財政赤字を助けているのである。

したがって、中国の最大の懸念はドル暴落による外貨準備の目減りである。それを避けようとするれば、外貨準備に占める米ドルの比重を抑え、逆にユーロや日本円の比重を高めることである。だからといって、保有する米国債を売却することは出来ない相談である。何故なら、米国債を大量に売却すれば、ドル暴落は必定だからである。

そこまで行かなくとも、米国債の売却は米国債の価格低下、したがって米国債の利回りの上昇を招いて長期金利を引き上げ、米国の景気に水を注すことになる。困るのは輸出国の中国である。

かつて、米国との貿易摩擦に苛立った日本の首相が米国債の売却を示唆して響きを買ったことがある。米国債の売却で損失を被るのは日本であるから、通商交渉のカードとなり得ないことは明白だったのである。

### 「走出去」による元高圧力の緩和

それでは中国は、米ドル依存から如何にして脱却しようというのであろうか。中国政府は「外貨平衡計画」を制定し、①EU・日本からの設備・技術の輸入拡大、②中国企業による海外企業のM&Aや技術導入、③中国民間企業の海外投資、を後押しするという。

事実、中国人民銀行は4月14日、中国内の機関投資家による対外証券投資を解禁すると発表した。外貨流出を厳しく制限してきた政策を転

換、一定の基準を基に国内の銀行や保険会社の中から適格機関を選定して実施に移すようである。個人の外貨購入も緩和され、年間2万ドルを限度に自由化されることになる。

こうした措置は、中国からの外貨の流出を促すから、外国為替市場においては人民元の需要を減らし、元高圧力を弱める効果がある。

中国では、近年、企業の海外進出が増えていることもあって、これを「走出去」と表現している。これからは、中国企業による日本の設備・技術の導入に加えて、日本企業の買収も増加するものと思われる。日本への商品の売り込みには、日本企業の買収が手っ取り早いからである。

更に加えてもらえば、対日輸出を円建てに出来ないであろうか。日本への輸出を円建てに出来れば、日本企業は為替リスクを負わずに対中輸入が可能となる上に、中国自身も日本円による売り上げが増え、外貨準備を米ドルから日本円に移すことが容易になると思われるのであるが・・・。

小川雄平

### 参考付表「経済統計で見る中国」

外貨準備高（億ドル）06年2月現在

第1位	中国	8,536
第2位	日本	8,501
第3位	台湾	2,579

直接投資受入れ高（億ドル）6年1月現在

第1位	英国	2,191
第2位	米国	1,060
第3位	中国	603

米国国債保有高（億ドル）6年1月現在

第1位	日本	6,683
第2位	中国	2,626
第3位	英国	2,448

輸出入額（億ドル）05年輸出入の合計額

第1位	米国	26,370
第2位	ドイツ	17,448
第3位	中国	14,221
第4位	日本	11,119

## 中国で食事を楽しく過ごすために

私は毎月1回必ず仕事で中国の大連を訪れます。皆さんは中国へ行く場合どのような食事をされるでしょうか？普通は現地の何らかの関係の方々と一緒に行く事(招待)がほとんどではないでしょうか。その場合ほぼ中華料理と決まってきます。いかにも高そうなレストランに案内されることだと思います。レストランに付くと豪華な個室に案内され、「さあどうぞ」と一番奥の隣の席に案内されることでしょうか。どうして、と思われることもあるかと思いますが、日本であれば一番奥はお客様となるのですが、中国ではその席は本日の支払い者。初めての方で案内される席が分からない場合、ナプキンを見るとすぐに分かります。よく見るとナプキンの形が違います。普通はコップにこじんまりと入っているナプキンがその場所だけコップからタワーのように伸びているではありませんか。



そうです、ここが一番奥のせきで招待する側が座る場所で、食事の支払いをする人と言うことです。当然企業同士のお付き合いであればそこは中国側の総経理などで横は日本からのパートナーになると思います。席の位置で大体の立場が決まります。基本的に友好関係を築くためと言われますが、回数が必要だと思います。日本でも同じことですが、回数が多くなるほど友好関係が増すわけですから。食事中は何回でも友達だ、と乾杯することでしょう。1回や2回で本当の友達になることは奇跡に近い確率です。私は毎月行くようになり約2年が立

ちますが最近ようやく本当の中国人が少し理解できるようになりました。



最初は本当にすぐ何かやれそうな錯覚に陥るような、友好関係を結んだように思いますが、そう簡単には何の商売もいくはずがありません。中国の方は日本人とは言い方が違います。そのことを十分理解した上でお付き合いを上手にしていくコツが毎月行くたびに感じられます。本当に奥が深いとつくづくと感心します。しかし、私は日本人の誇りを持って、又、同じ人類として敬意をもって毎月行っております。必ず1日目は招待があります。最低でも3日間は滞在し翌日はそのタワーのようなナプキンの席に座ることができる仲間を持つこと、このことは簡単なようですが、奥が深い中国での付き合い方がある大事な一歩だと思います。

普久原 朝昭



## 連載：中国税制について 第4回

篠原 三子雄

わが国日本の個人所得課税は原則としてすべての所得を総合して課税する「総合課税方式」が採用されています。これに対して中国の課税方式は課税所得を分類し、所得区分ごとに異なる税率を定め、所得ごとに分離課税が行われます。

また給与所得についてはわが国日本の「年末調整」「確定申告」などの税額確定作業は行いません。つまり月単位の納付により納税関係を完結することになっています。なお中国でも納付方式は日本と同じように源泉徴収方式と、申告納税方式の2つがあります。

- 以下に
- 1.納税義務者
  - 2.所得の源泉地と居住期間の判定
  - 3.課税所得の種類と税率
  - 4.付加給与所得項目いわゆる手当の取り扱い
  - 5.免税所得の範囲
  - 6.減免が可能な場合

について順次記述していきます。

### 1. 納税義務者

<納税義務者の区分と所得範囲>

	納税義務者区分		居住期間	源泉所得と納税義務の有無	
				国内源泉	国外源泉
住所	有り			課税	課税
	無し	居住者	5年超の居住	課税	課税
			1年以上5年以下	課税	課税*1
	非居住者	1年未満の居住	課税	非課税	
		短期滞在者*2	非課税	非課税	
短期滞在者以外		課税	非課税		

\* 1 国外所得も居住期間が5年以下であれば、税務機関の認可により、中国国内の組織単位又は個人が支払った部分以外は免税とすることができる。

\* 2 日中租税条約にある免税規定(いわゆる183日規定)が適用される者を指す。

「住所」 戸籍、家庭、経済的利益関係により習慣的に居住している場所を指す。

「居住」 生活の本拠(住所)にはいたらないものの居所を定めて継続して住むことを指す。

つまり原則的には中国国内に住所を有する者、ならびに住所がなくとも1年以上中国国内に居住する個人は国内(中国)源泉所得に加えて国外(日本等)源泉所得も課税されます。

また中国国内に住所はなく、かつ居住もしていないか、又は1年未満の居住しかない場合は国内源泉所得しか課税されません。

「1年以上国内に居所を有する」 暦年でみた1納税年度において、中国国内に365日居住することをいい、臨時的な出国は控除になりません。

「臨時的な出国」 1納税年度で1回、30日を超えないか、又は累計で90日を超えない出国を言う。

また中国国内に住所を有さず1年以上5年以下居住する個人は、その中国国内の所得につき所轄税務機関の認可を得て中国国内の企業、個人等が支給した部分について納税することができるとしています。

これは1年以上居住する国内勤務者は無制限課税を原則としながらも、そのうち国内企業等が支給するもの以外は免税にできることを定めたものです。

一般に外国人の場合は業務の都合から中国に一定期間居住するに過ぎず、永住権を持つ者を除いて住所の問題はありません。しかし中国国籍を持ちながらも外国に永住権を有している華僑のような場合には「住所」有無からの判断が必要になります。

### 2. 所得の源泉地と居住期間の判定

#### (1) 所得源泉地の判定

労働者が役務を提供し、その賃金給与を対価として受け取る所得は原則として役務の提供地に所得の源泉があったと判定します。

またその対価の支給地(日本等)と役務の提供地(中国)が一致しない場合でも、所得の源泉地は役務の提供地(中国)と判断されます。所謂日本企業から留守宅手当などの名目で日本国内において支給される部分も中国源泉所得に該当することになり納税義務が生じます。

ただしこの原則をすべてに適用することは実際的でないため日中租税条約において「短期滞在者」の免税規定を設けています。この部分は後述します。

### (2) 居住期間の判定

中国所得税法でも無制限納税義務者の判定基準に「1年以上国内居住」基準を設けています。上述したように「控除可能な出国期間」を拡大解釈することで課税回避を行える可能性もあります。しかしこの解釈を封じるため詳細な「控除可能出国期間」が定められています。

控除可能期間は国外の営業機構に就任し役務を提供した期間、及び期間中の公休日までと限定し国内勤務に由来する公休日や個人的休暇及び研修・訓練を海外で受けるための出国は中国国内での勤務期間に含まれます。

臨時の出国についてもかなり限定的に捉える必要があります。また税務機関は納税者に対して国外営業機構に就任している証明書やプロジェクト契約書、当該営業機構に勤務している証明を派遣元に要求することができます。

## 3. 課税所得の種類と税率

所得の種類は以下の表により、各税額は個別の所得に対して課税される。

課税所得の種類	概要、内訳	税率
賃金・給与所得	個人が職務・雇用関係により得た賃金、給与、賞与、手当、補助金その他の所得をいう。 一人っ子手当、保育補助費、交通費、一定の食費手当等は非課税 一定の退職金以外は賃金・給与所得。また一定の比率により個人が負担する住宅公積金、医療保険料、基本養老保険料は免税。 毎月の収入から 800 元を控除した額が課税対象。外国人は 4000 元	5% ～ 45%  参考
個人事業者の生産経営所得	個人事業者が商工業の生産経営に従事して得た所得、許可を得て提供する有償のサービスから得た所得。 1 納税年度ごとの収入総額から原価・費用及び損失を控除した額。 収入総額とは商品製品販売収入、経営収入、役務サービス収入、工事代金収入、財産賃貸収入又は譲渡収入、利子収入その他業務収入及び営業外収入が含まれる。 原価・費用には生産経営に従事する事により発生する直接支出及び原価に記載する間接費用、ならびに販売費用、管理費用、財務費用が含まれる。 損失とは生産経営の過程で発生する営業外支出。 2 箇所以上の場合には合算課税	5% ～ 35%
企業事業単位に対する請負経営、リース請負経営所得	個人が請負経営、リース請負経営、下請、転貸リースにより得た所得をいう。 定期的又は spot で得る賃金給与性の所得をも含む。月ごと、その都度ごとに支給を受けるものも含む。 ただし経営成果に対する所有権がなく、契約に規定された一定額のみを取得する場合は賃金・給与所得とされる。 1 納税年度ごとの収入総額から必要な費用を控除した残額を課税所得。	5% ～ 35%
役務報酬所得	個人が設計、内装、据付、製図、化学試験、医療、法律、コンサルティング、講演新聞、放送、翻訳、原稿の審査、書画、彫刻、撮影、演出、興行、広告、展覧技術、紹介、斡旋、代理服务などから得る所得。 企業の董事（役員）の給与・報酬は独立した地位における所得として該当 保険会社のセールスマンについても同様 10%～15%の費用控除 課税所得 毎回収入<4000 元 800 元の控除 毎回収入>4000 元 20%の費用控除	20%  2～ 5 万円 30% 5 万円 ～ 40%
原稿報酬所得	個人がその作品を図書、雑誌の形式で出版、発表して得た所得	20%

	課税所得 毎回収入<4000 元 800 元の控除 毎回収入>4000 元 20%の費用控除	
特許権 使用料所得	個人が特許権、商標権、著作権、非特許技術、及びその他の使用権を提供して 得た所得。 課税所得 毎回収入<4000 元 800 元の控除 毎回収入>4000 元 20%の費用控除	20%
利子、株式利 子、配当所得	個人が貯蓄により得た利子、債権、株主権により得た利子、株式利子、配当等 の所得 課税所得=収入額 資本準備金の組入れは免税、利益準備金の組入れは課税所得 Stock Option は賃金給与所得として 6ヶ月間に亘って加算、課税	20%
財産賃貸所得	個人が建物、土地使用権、機械設備、車両船舶、その他の財産を賃貸して得た 所得。 課税所得 毎回収入<4000 元 800 元の控除 毎回収入>4000 元 20%の費用控除 これ以外に修繕費や賃貸中の納付税額も控除可能 ただし修繕費用については毎回 800 元を限度とし控除不能時は次回以降	20%
財産譲渡所得	個人が有価証券、株主権、建物、土地使用権、機械設備、車両船舶、その他の 財産を譲渡することで得た所得。 課税所得=収入額- (取得原価+合理的な費用) 上場株式の譲渡による所得は現在のところ免税	20%
一時所得	個人が入手した所得のうち、受賞、賞金、宝くじその他の一時的な性格の所得 課税所得=収入額 SPORT くじ、中国福利災害振興専用くじ 10,000 元以下免税	20%

注意 上表の 800 元は昨年第 10 期全人代にて改定の方角 1200 元になった模様。

\*参考 給与所得者の個人所得税税率表

単位 元

段階	税込月額給与*1		手取月額給与*2		速算控除額	税率 %
	超	以下	超	以下		
1	0	500	0	475	0	5
2	500	2,000	475	1,825	25	10
3	2,000	5,000	1,825	4,375	125	15
4	5,000	20,000	4,375	16,375	375	20
5	20,000	40,000	16,375	31,375	1,375	25
6	40,000	60,000	31,375	45,375	3,375	30
7	60,000	80,000	45,375	58,375	6,375	35
8	80,000	100,000	58,375	70,375	10,375	40
9	100,000		70,375		15,375	45

\*1 個人所得税を自己負担する場合に使用する欄

\*2 個人所得税を会社が負担する場合に使用

#### 4. 付加給与所得項目いわゆる手当の取り扱い

賃金給与所得の付加給与のうち次表のものについては課税非課税の確認が必要です。

No	付加給与所得項目	課税非課税
1	日本の社会保険制度による社会保険料 *1	課税
2	任意保険料	課税
3	日本の所得税法により 仮に計算したみなし所得税	給与所得より控除
4	住宅手当 ①会社が住居を無料で個人に提供する場合 ②定額の住宅手当を支給する場合 ③個人が住宅費の一部を負担した場合	①免税 ②手当を所得に加算 家賃領収額を所得より控除 ③課税

5	出張日当 ①中国居住者が取得する出張日当 ②中国非居住者が取得する出張日当	①免税 ②課税
6	静養休暇の旅費 *2	非課税
7	静養休暇の日当	課税
8	食事手当 ①実費精算、会社の無料提供 ②実額支給	①免税 ②課税
9	語学訓練費 *2	免税
10	子女教育費 *2	免税

\*1 当該国外保険料の納付が日本（外国）の社会保障制度による会社が負担すべき額で損金計上していないものであれば、給与所得に算入しないことができる。

\*2 所轄税務局の審査を経て合理的な範囲と認定される必要あり、また静養休暇の旅費については年2回までは非課税、それ以上は課税対象になる。

## 5. 免税所得の範囲

所得が免税となるものは以下のものです。

- ① 地方政府、国家、外国の組織、国際組織から支給される科学、教育、技術、衛生、体育環境保護等の分野の奨励金。
- ② 国債及び国家が発行する金融債券の利子
- ③ 国家の統一規定に従って支給される補助金、手当
- ④ 福利費、補償金、救済金
- ⑤ 保険の賠償金
- ⑥ 国家の統一規定により支給される幹部、職員労働者の持ち家費、退職金、定年退職金、離職一時金、離職生活一時金
- ⑦ 関連法律の定めにより免税とされる各国の駐中国大使館、領事館の外交代表、領事館職員及びその他の人員の所得
- ⑧ 中国政府が参加した国際公約、署名締結した議定書において免税が定められている所得
- ⑨ 国務院の財政部門の認可で免税となった所得

## 6. 減免が可能な場合

次のいずれか1に該当する場合は、認可を得て個人所得税を減免することが可能です。

- ① 疾病者、独居老人及び戦争軍人の遺族の所得。  
ただし労働所得に限る。
- ② 甚大な自然災害により重大な損失が発生した場合。
- ③ その他国務院の財政部門の認可を得て減免された場合。

## 雑学知識 その5

最近日本でも発刊された興味深い中国の本を紹介します。現在の中国を理解するには現代史特に「毛沢東」の理解が必要になってきます。数々の毛沢東の本が出版されていますが、講談社から出版された『マオ 誰も知らなかった毛沢東』作者「ユン・チアン」は上下2巻 1100ページを超えるボリュームですが、毛沢東の出生から最後の瞬間までを、膨大な資料インタビューを通して書き上げた大作です。特に私たち日本人にとって「文化大革命」「長征」とは一体、なんだったのかとの疑問に少しの回答を与えてくれるようです。

この本は一面的な判断を誇張していると評価されている部分もあるものの、中国共産党の生い立ちなども含めて、中国と付き合うときに知っておく必要のあることが膨大な量で含まれています。とても読み上げるのには努力が要りますが是非一読されることをお勧めします。

今回は個人所得税のうち派遣者に対するもの、出張者に対するものを予定しています。

## 会員企業ご紹介

今回は、(株)メディアプレス木村社長から中国の側面をみたお話を寄稿頂きました。前回の定例会の席上で皆さんにご説明した「大連アイズ」の第2号も発刊され見本として同封しています。中国のなかで展開する情報産業について一端をご紹介します。

社名 株式会社メディアプレス  
代表取締役 木村 和博  
住所 熊本市高平 2-25-45 日進ビル  
設立 平成5年4月  
資本金 1000万円  
従業員数 110名(男60名 女50名)  
事業内容 情報誌出版・TVメディア事業他  
詳しくはURLを <http://m-press.jp>

### 中国での「好都合と不都合」

2005年4月に中国大連市にIT関係の会社を設立した当社グループは今年2月28日に日本人向け大連の情報誌「大連アイズ」を創刊しました。情報誌をつくる上で保有しなければならない技術は編集とデザイン及び写真です。そしてノウハウは取材、広告営業となります。IT関係の会社をしながら、少しずつ技術の強化、ノウハウの伝授を図り、タイミングを見て出版社・大連美帝亜文化伝播有限公司を設立しました。現在、大連美帝亜設計有限公司と合わせて約30人のスタッフが中国大連市にて勤務しています。

雑誌「大連アイズ」の紹介は後ほどさせていただきますといたしまして貴重な誌面ですので私がこれまでの経験で感じました中国についてお話させていただきます。中国という国は不思議な国で様々な事に出くわします。まず私共がビジネスを展開する上で、好都合で「中国でよかった、他の国では・・・」という点からお話します。当社が入居しているビルは40階建ての高層ビル「国際金融ビル」です。後にわかったことですが、このビルは大連で最もランクも家賃も高いということです。このビルに入居する時点で、私は

1個人での契約で中国における信用はゼロに等しいと言えます。「審査はどのくらいかかるのか」「何か保障みたいなものがあるのか」といろいろ気を揉みましたが、口頭で即日入居OKとなりました。当社の日本会社は現在120名ほどの小さな会社で、おそらく六本木ヒルズに入居することはできないでしょうが、大連の国際金融ビルに入居することはいとも簡単な作業でした。企業のランクを気にしない中国は中小企業の味方の側面もあります。後にこうしたことは頻繁に起こり、世界に名だたる大企業は差しおいて中小ではあまり関係の無いことがはっきりします。企業成熟度の高い日本は新興企業においてビジネス環境は厳しいと言わざるを得ません。その点、中国は発展途上ならではの魅力が随所にあります。もう1つの驚きは政府についてです。当社グループは雑誌「大連アイズ」出版において新会社「大連美帝亜文化伝播有限公司」を今年1月1日に設立しましたが、現行の法律では3年間は雑誌の発行をしてはいけないということになっています。しかし、大連政府に当社中国総経理がかけ合ってみると「あなたの会社は発行できる」という答えが返ってきました。つまり、法律はあっても管轄政府及び担当者によって運用が異なるということが日常的に起こります。所謂、政府とのパイプと言われるものです。これは時にとても都合が良く、逆になると最悪のケースとなります。先日、当社のライバル誌が発行日になっても本が出ないということが起こっており、調べてみると政府の検閲に2週間以上かかっているということでした。一方、当社雑誌の検閲は2時間程度でいつも終了します。他にも税金の問題でもこんなことがありました。企業ですから節税等の面で、現役の税務署員の方に相談という形で会食をすると、「あなたのオフィスは中山区だから、私の知り合いのオフィスを通して沙河区にある会社にして税務書類を私に回して」というアドバイスを受けたこともあります。人治国家と言われる国の具体的な現実です。要は中国側の

キーマンの人脈にすべてが委ねられていると言っても過言ではありません。

一方、不都合で「中国でなければ・・・」という様々なトラブルや問題も日常的に発生します。数えあげればキリがありませんが、大きな問題を2つご紹介します。まずはリベートという名の賄賂です。というのは、私は中国に在住しているわけではないので、様々な物品の購入等においてすべて中国総経理に任せています。これまでもホームページ、ケース、印刷物と日本円で100万円近いものを中国に発注しています。この時、業者が営業に来社し、多くの見積もりと商品が優れていることをプレゼンしていきますが、発注権を持っている当社の総経理にすべての業者がリベートの話をして帰ります。例えば、100万円の発注を起こせば10万円は個人的なバックとして総経理の懐に入る仕組みになっており、これを阻止する具体的方法がないのです。もちろん、当社では一々こうしたことを私に教えてくれ、「中国では注意した方がいい」といい、不祥事は起こっていませんが進出した日本企業で現実に起こっているケースは少なくありません。ある大手企業の中国総経理は1年間の裏金が2000万円を超えている人も現実に存在します。リベートは中国社会の常識ですから、ある程度信頼できる中国人が進めている商品が本当に素晴らしいのか、もしくは裏があるから進めているのかを見抜くことが大変な作業です。もう1つ頭が痛いことは、人事です。これは採用試験の段階から啞然とします。当社の採用試験におよそ100人程度がきました。このうち何と50%が在職中です。試験は平日の日中に行っているのです。サボって受験に来ていることになります。もちろん、競合他社の現役社員もあまたです。この時点から容易に推測はできますが、当社が採用した社員も在籍中に様々な企業の採用試験を受験するという事です。このことは、後に本当に私と中国総経理を悩ませる重大な問題として今日までその有効な手段を見出せていないのが現実です。 日本的企業

文化の育成、企業の未来のビジョン、コミュニケーションの円滑化、レクレーションの活用と様々な施策を打ち、他社と比較すると定着率は高いと言われますが、常に辞めるのではないかという不安があります。実際、中国人の仕事観、企業観は日本と全く異なっており、一生懸命育成したかと思えば、そのキャリアでライバル会社に給料次第で明日からでも転職するといった具合です。

この他にも様々なメリット・デメリットがありますが、一言で言えばチャイナリスクという側面とチャイナドリームという側面が混在していると言ってよいでしょう。話は戻りますが当社グループは、九州でも九州アイズ（福岡中心）を始め、出版物においては知名度もあり高い評価を頂いており、雑誌メディアの成熟度が低い中国で競合他社との優位性を獲得することは困難なことではありません。お陰様で、「大連アイズ」は大連市で初めて、5ツ星ホテルの客室に4ホテルで設置されることが決定しました。中国の総経理の力かも知れませんが、とにかく発行した2万部は10日間で在庫がなくなってしまう。今日中国に電話を入れると中国の総経理は「雑誌は既に大連で有名になりました」という声が返ってきますが、日本の雑誌づくりと比較すると編集内容にも問題点が多く、取材ソース等の面で今後、コンセプトの旅とビジネスに沿ったコンテンツの充実と課題が山積みです。早期に大連でベースを構築し、上海、北京等への展開を推進し、情報網のインフラを構築したいと考えています。最終的には点と点を九州と中国の面に変えていきたいと考えています。九州中国クラブ会員の皆様には、雑誌をご覧いただき、厳しい意見でも構いませんので素直なご意見をお聞かせいただければ幸いです。同時に微力ではございますが、会員の皆様のお力になることができるように今後も頑張っていきたいと思っておりますのでどうか宜しく申し上げます。

木村 和博

## KCC第3回定例会議のご報告



2006年3月15日、KCC九州中国クラブ村田会長のご好意で中央区天神のピエトロ本社ビル特別会議室をご提供いただき、KCC第3回定例会議を開催しました。今回は、当クラブの顧問和田一夫氏を上海から招いて今の中国が直面している環境問題について最新情報の報告がありました。



今回の定例会には会員以外の中国ビジネスに関心をお持ちの方々が多数参加されました。報告会終了後、1階レストランで参加者全員で美味しいイタリア料理とワインの夕食を楽しみ盛況裡に終了致しました。

### 新しくご入会された会員のご紹介

会員番号 147

株式会社トライアルカンパニー

代表取締役社長 永田 久男

福岡市東区多の津1-12-2

会員番号 148

福岡運輸株式会社

代表取締役社長 島田 隆士

佐賀県三養基郡基山町大字長野957

## 開催予定

### 平成18年度九州中国クラブ定期総会

開催日：平成18年6月28日（水）

18時から21時予定

会場：福岡山の上ホテル

近日改めて詳細のご案内をいたします

## 会報に皆様の企業紹介

### を掲載しませんか。

会員2号でお伝えしたように、3号から会員企業の皆様の企業紹介を掲載しています。本号では株式会社メディアプレスさんから寄稿いただきご紹介させていただきました。

大連に在住・旅行する日本人に向けて地域の旅行情報からビジネスデータまで多くの情報を網羅したフリーペーパーを発行しています。

今回、ご参考までに大連アイズ2号を同封いたしました。

掲載を希望する会員の皆さま、掲載記事やそのスタイルは会員企業の皆様のご希望に添えるよう自由な設定が可能です。事務局までご一報下さい。

## お知らせ

会員の皆さんからご要望が多かった研修や勉強の内容を充実するように外部から著名な講師をお招きし、隔月開催を予定しています。詳細は定期総会で発表します。ご期待下さい

九州中国クラブ事務局

福岡市中央区天神5-9-2-910

TEL 092-739-7505

FAX 092-739-7506

**Eメールご連絡大歓迎！！**

[kchinaclub@w4.dion.ne.jp](mailto:kchinaclub@w4.dion.ne.jp)